

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第2版）

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

別冊事例集・資料集

令和8年2月

福岡県教育委員会

○本事例集・資料集の目的

本事例集は、福岡県教育委員会が実施する不登校支援事業の委託を受けた市町村教育委員会及び各学校による、多様な支援の実践記録をまとめたものです。また、文部科学省や本県教育委員会及び関係機関等が作成した不登校支援に関する主なリーフレット等の資料も掲載しています。

児童生徒一人一人の状況に応じた組織的な対応や、ICTを活用した学習支援、関係機関との連携など、創意工夫に満ちた取組を幅広く収録しています。各自治体や学校における今後の不登校支援の充実に向けた実効性の高い参照資料として御活用ください。なお、事例集は今後も随時更新する予定です。

○本事例集の見方

取組が主に重層的支援構造のどこに当たるか示しています。

事例サ

ICTを活用した個別支援の充実

事業名	福岡県教育委員会義務教育課 ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）
事業目的	十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、 将来の社会的な自立 に向けた活動を促す。

事業の根拠 ○「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
(1) 支援の視点
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す必要がある**こと。（後略）

事業の概要図

事業内容

- 心理・社会福祉・教育等を学んでいるみらいサポーター（40名程度）が公立・私立の小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒に学習支援や教育相談を行う。
- 月曜日～金曜日（9：00～17：00）のうち1回1時間を原則としてオンラインで行う。
- みらいサポーターに対し、年3回心理や福祉の専門家による研修を実施する。
- みらいサポーター事業PR動画、チラシを作成し、对本事業を周知することで不登校児童生徒の参加を促進する。
- 実績 R4のべ82人、R5のべ297人、R6のべ316人、R7のべ（2月末）

今後の展望

- 学校に行きづらさを感じる時期（4月、9月、1月）に、市町教育委員会から学校に対して本事業を意図的、継続的に周知し続けることで、本事業を知らない不登校児童生徒を限りなくゼロにする。
- 支援の質を高めるために、技能向上を目的とした研修を継続して実施する。

取組の特徴を端的に示しています。

取組を行っている地域や学校等を示しています。事例の概要や目的をまとめています。

取組の具体的な内容を示しています。義務教育課、各教育事務所が市町村教育委員会へ取材や資料提供をお願いします、それを基に作成しています。

なお今後、事業内容や取組が変更される場合もあります。

事業や取組の成果や課題、今後の展望について示しています。

< 目 次 >

I	事例集 福岡県内の市町村教育委員会や学校における具体的な取組事例について	
1	<u>不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導）</u>	P1
①	福岡県重点課題研究・指定委嘱事業 ・事例ア 発達支持的生徒指導の考え方を基にした生徒との関わり、授業づくりの推進 【春日市立春日南中学校】 ・事例イ 安全・安心に学べる学校づくり【川崎町教育委員会】	
2	<u>不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導）</u>	P3
④⑤	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業 ・事例ウ 全職員による児童の居場所づくり【八女市立上妻小学校】 ・事例エ 2つの会議と2つのサポートルーム【糸田町系田小学校】 ・事例オ 多様な人とつながるほっとルーム【小郡市立東野小学校】 ・事例カ 担当者を中心とした組織的支援（学習支援・教育相談・校内連携）の実際 【直方市立直方東小学校】	
⑨	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 ・事例キ SSWとの連携によるデータを基にした教師の主観によらないスクリーニング 【須恵町立須恵中学校】 ・事例ク フェイスシートを活用した組織的・継続的な支援【大牟田市教育委員会】	P7
3	<u>不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）</u>	
⑩④⑤	不登校児童生徒支援機能強化事業 ・事例ケ 教育支援センターネットワーク【筑前町教育支援センター】 ・事例コ 不登校対応に係るセンター的機能【豊前市教育支援センター】	P9
⑫	ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業） ・事例サ ICTを活用した個別支援の充実【義務教育課】	P11
⑪④	不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業 ・事例シ 不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業【小竹町教育委員会】	P12
II	資料集 福岡県等における取組のリーフレット等について	P13
②	生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2 (文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)	
②	いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引（福岡県教育委員会）	
③	福岡アクション3、保護者のアクション3（福岡県教育委員会）	
⑥	不登校予防診断チェックリストの活用（FF調査）（福岡県教育委員会）	
⑦	不登校の未然防止、早期対応の5つの視点（福岡県教育委員会）	
⑧	主な相談窓口一覧（福岡県教育委員会）	
⑨	学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働Q&A（福岡県教育委員会）	
⑪	令和6年年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）（福岡県教育委員会）	
⑬	サポートスポット（社会教育課事業）（福岡県教育委員会）	
⑭	福岡県不登校児童生徒支援リーフレット（福岡県教育委員会）	
III	民間施設等の「出席扱い」及び成績評価について	P15

事例集

I 福岡県内の市町村教育委員会や学校における具体的な取組事例について

1 不登校対策につながる支援（発達支持的生徒指導） P1

① 福岡県重点課題研究・指定委嘱事業

- ・事例ア 発達支持的生徒指導の考え方を基にした生徒との関わり、授業づくりの推進

【春日市立春日南中学校】

- ・事例イ 安全・安心に学べる学校づくり【川崎町教育委員会】

2 不登校対策としての支援（課題予防的生徒指導） P3

④⑤ 早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業

- ・事例ウ 全職員による児童の居場所づくり【八女市立上妻小学校】

- ・事例エ 2つの会議と2つのサポートルーム【糸田町糸田小学校】

- ・事例オ 多様な人とつながるほっとルーム【小郡市立東野小学校】

- ・事例カ 担当者を中心とした組織的支援（学習支援・教育相談・校内連携）の実際

【直方市立直方東小学校】

⑨ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業 P7

- ・事例キ SSWとの連携によるデータを基にした教師の主観によらないスクリーニング

【須恵町立須恵中学校】

- ・事例ク フェイスシートを活用した組織的・継続的な支援【大牟田市教育委員会】

3 不登校児童生徒への支援（困難課題対応的生徒指導）

⑩④⑤ 不登校児童生徒支援機能強化事業 P9

- ・事例ケ 教育支援センターネットワーク【筑前町教育支援センター】

- ・事例コ 不登校対応に係るセンター的機能【豊前市教育支援センター】

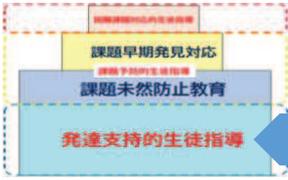
⑫ ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業） P11

- ・事例サ ICTを活用した個別支援の充実【義務教育課】

⑪④ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業 P12

- ・事例シ 不登校児童生徒の早期発見・早期支援事業【小竹町教育委員会】

※目次の○の数字は、本編7ページ以降の「Ⅲ 不登校児童生徒への支援について、3 不登校対策につながる支援」の取組の○番号とリンクしています。



発達支持的生徒指導の考え方を基にした 生徒との関わり、授業づくりの推進

事例ア

地域等	春日市立春日南中学校	R7 取材
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5・6・7年度 福岡県重点課題研究指定「生徒指導提要の内容を踏まえた教育活動」を受けて研究を推進している。 ○ 研究主題を「生徒が自己指導能力を獲得する学校づくり」として設定している。 ○ 研究主題実現の基盤として、「発達支持的生徒指導を意識した教師の姿勢・態度」と「自己決定の場の充実、共感的な人間関係の向上を目指す授業づくり（ステーション授業、セルフ学習）」に取り組んでいる。 	

生徒指導提要

令和4年12月
文部科学省

文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月（第1.0.1版）p.20から抜粋

1.2.2 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

自己決定の場の充実、共感的な人間関係の向上を目指す授業づくり

(1) ステーション授業

人間関係形成に大切とされるスキルや態度を教師と生徒で共有した上で、日々の学校生活や教科等の学習の中で、教師が意図的に対話的な活動を位置付けることである。

- ① みんなが順番に話す
- ② 相手の話を最後まで聞く
- ③ 相づちを打ちながら聞く
- ④ 相手の話をわかろうとする
- ⑤ 時間いっぱい話す
- ⑥ 相手を傷つけない言い方をする

【生徒と共有している6つのスキル】

【6つのスキルを使いながら交流する様子】

ステーション授業を基盤として、セルフ学習を位置付ける。

発達支持的生徒指導を意識した教師の姿勢・態度

<職員で共有していること（一部）>

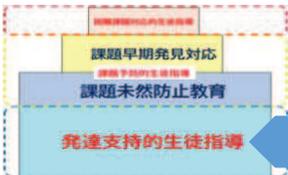
- 生徒に自信をもたせる姿勢態度
- 信頼を創る姿勢態度
- 生徒を励ますための姿勢態度
- 何よりも大切にすること
 - ・人権は平等である。しかし、個性は違う。生徒の個性を伸ばす姿勢をもつ教師に。
 - ・「ありがとう・ごめん・よかったね」が心から言える教師になろう。

(2) セルフ学習

「セルフ学習」とは、生徒が学習課題を設定したり、課題解決や表現の方法を選択、決定したりするなど、生徒が学習をデザインする学習のことである。

【生徒が教師に相談しながら学習を進め、探究していく】

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度はステーション授業、令和6年度はセルフ学習の浸透を目指してきた。また、地域の協力の下、総合的な学習の時間（なんちゅう未来学）を充実しようと取り組み、令和7年度以降は、これらの学習スタイルを教科にとどまらず総合的な学習の時間や生徒会活動にも広げている。 ○ 発達支持的生徒指導の考え方を基に、生徒との関わりを進めたことで、教師の意識が変わってきている。発達支持的生徒指導チェックリストを作成し、実施状況を確認するとともに、好事例を共有する取組を行うことで推進を図っていく。 	
-------	---	--



安全・安心に学べる学校づくり

R7 取材

地域等	川崎町教育委員会（全ての小・中学校が対象）
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5・6・7年度 福岡県重点課題研究の指定・委嘱地域として「生徒指導提要（改訂版）の内容を踏まえた教育活動」をテーマに研究を推進した。 ○不登校を生まない学校づくりとして「居場所づくり絆づくり」をキーワードに、児童生徒が社会的自立を目指し安全・安心に学べる学校づくりに取り組んだ。

【視点1】安全・安心な風土の醸成（居場所づくりと絆づくり）について

【主な取組】

福岡アクション3を参考に「川崎アクション3.0」を作成し、**全ての小・中学校で取り組んだ。**

【取り組みの成果】

すべての小・中学校で実施されている生徒指導委員会や川崎中学校の**コア会議（※1）**を通じて、児童生徒に係る教職員の「共通理解」と「一貫した支援体制」が強まり、児童生徒に安心感を与えた。

※1：組織的な教育活動を推進するために、**各委員会を統括するために設置**された会議（管理職・教務主任・各委員会担当者が参加）



【川崎アクション3.0】

【視点2】ICTやFF調査等を活用した個々の状況把握とその状況に応じた支援について

【主な取組】

児童生徒情報シートを作成し、**学校・行政・関係機関で情報共有**を行った。

【取り組みの成果】

教職員・関係機関の共通理解のもと「未然防止・早期発見・適切対応」の一貫した支援体制が整いつつある。

【視点3】「発達支持的生徒指導」を推進する生徒指導体制の構築について

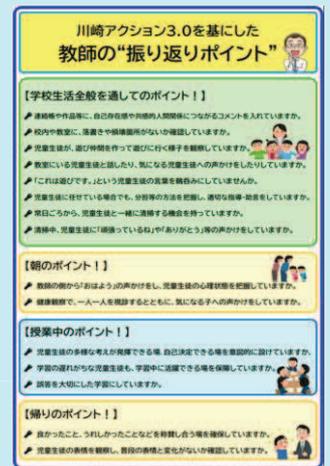
【主な取組】

児童生徒同士の自発的・主体的な発達を教師が支援するために、**「教師の振り返りポイント」**を作成し、多面的な視点に立った教師の姿勢や態度の在り方について整理した。また、**児童生徒が主体的に企画・運営・参加**できるよう教育活動を工夫した。

【取り組みの成果】

「教師の振り返りポイント」を基にした教師用アンケートの結果を生徒指導委員会等において分析することで、**教師の姿勢や態度の在り方を整理**することができ、児童生徒理解に基づいた自発的・主体的な発達を組織的に支援することができた。

更に、これまでの「させる・指導する」から**「支える・伴走する」への意識転換が教職員間で進み**、児童生徒の自己肯定感を高める指導へと発展させることができた。



【教師の振り返りポイント】

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の「心の声」を日常的に拾い上げる仕組みを整え、教職員の対応にばらつきをなくし、児童生徒の安心感をさらに高めていく。 ○ 各調査等から得られる客観的情報と、日常の観察や関係性から得られる主観的情報を関連付けた支援の充実をさらに追求していく。 ○ 発達支持的生徒指導の理念を、具体的な授業・行事・日常指導に落とし込む取組をさらに推進していく。 <p>◆ 本研究の紀要や関係資料等は川崎町のホームページに公開しております。</p>
-------	---

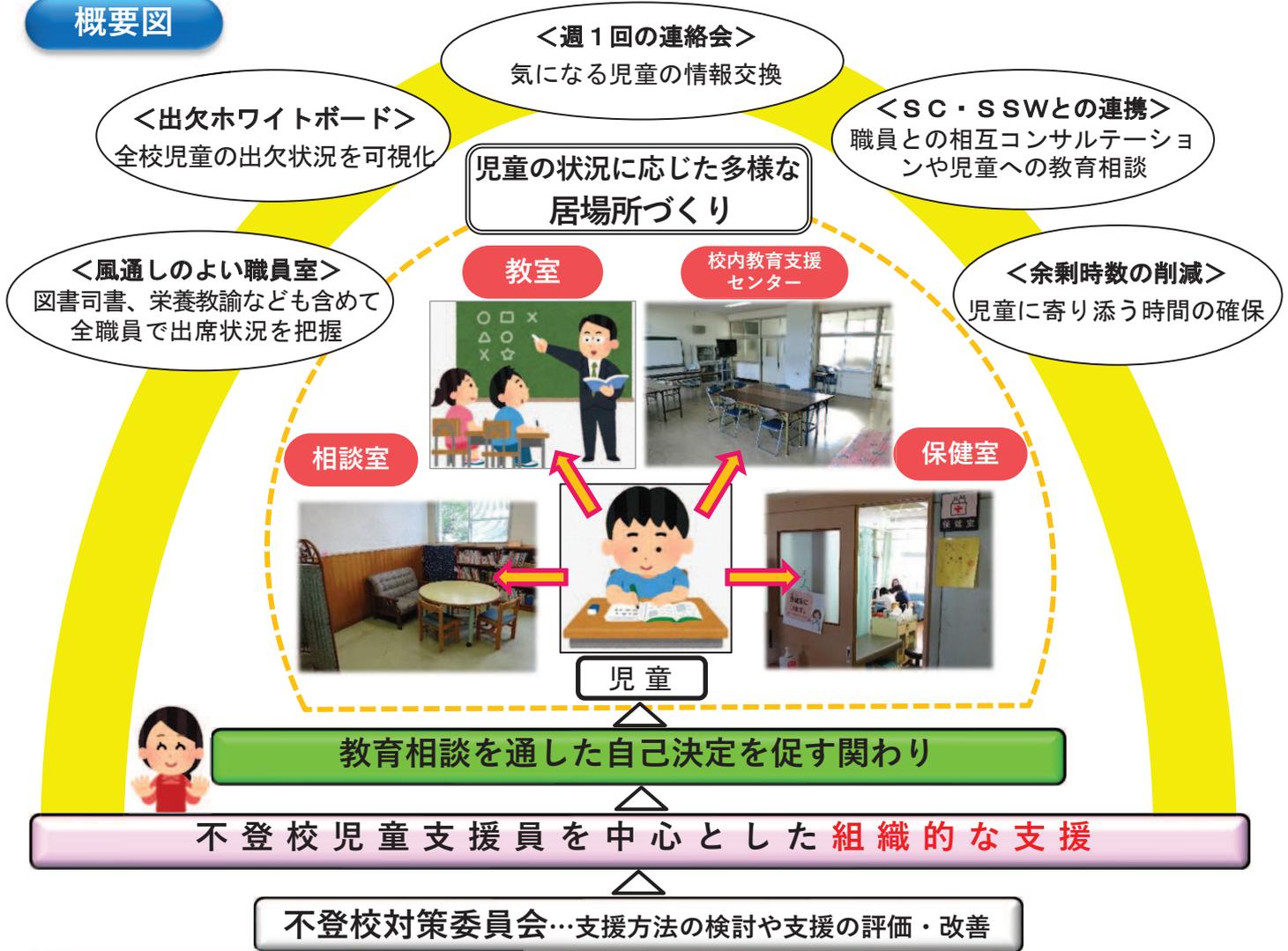
事例ウ

全職員による児童の居場所づくり

※本事例における「児童」とは、「不登校兆候（不登校含む）児童」を指す。

地域等	八女市立上妻小学校	R7 取材
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が自分のペースで学習したり、教育相談を受けたりすることができる居場所を校内に複数設け、児童の状況に応じた対応をしている。 ○日頃から児童の情報を週1回の連絡会等において全職員で共有し、不登校兆候段階から早期支援を行っている。 ○不登校対策委員会で有効な支援方法を協議し、不登校児童支援員を中心に、児童への組織的な支援を行っている。 	

概要図



こんな成果があった！

- 児童自身が学校滞在時間などの個人目標を設定(自己決定)できるようになった。
- 自己決定した目標を共有したことで、児童の目標達成に向けた励ましや努力への賞賛などの声掛けを全職員で積極的に行うことができるようになった。
- 不登校児童支援員の関わりにより学習に前向きに取り組む姿や友達と遊ぶ姿などが見られるようになった。
- 不登校児童の平均欠席日数が30日減少した。

	不登校児童数	平均欠席日数 (不登校児童)
R6.10月末	11名	69日
R7.10月末	11名	39日

今後の展望	児童の状況に応じて、短期的な個人目標（自己決定）から、キャリアを意識した中・長期的な個人目標（自己決定）を設定できるよう、支援を行っていく必要がある。
-------	---

課題早期発見対応
課題未然防止教育
発達支持的生徒指導

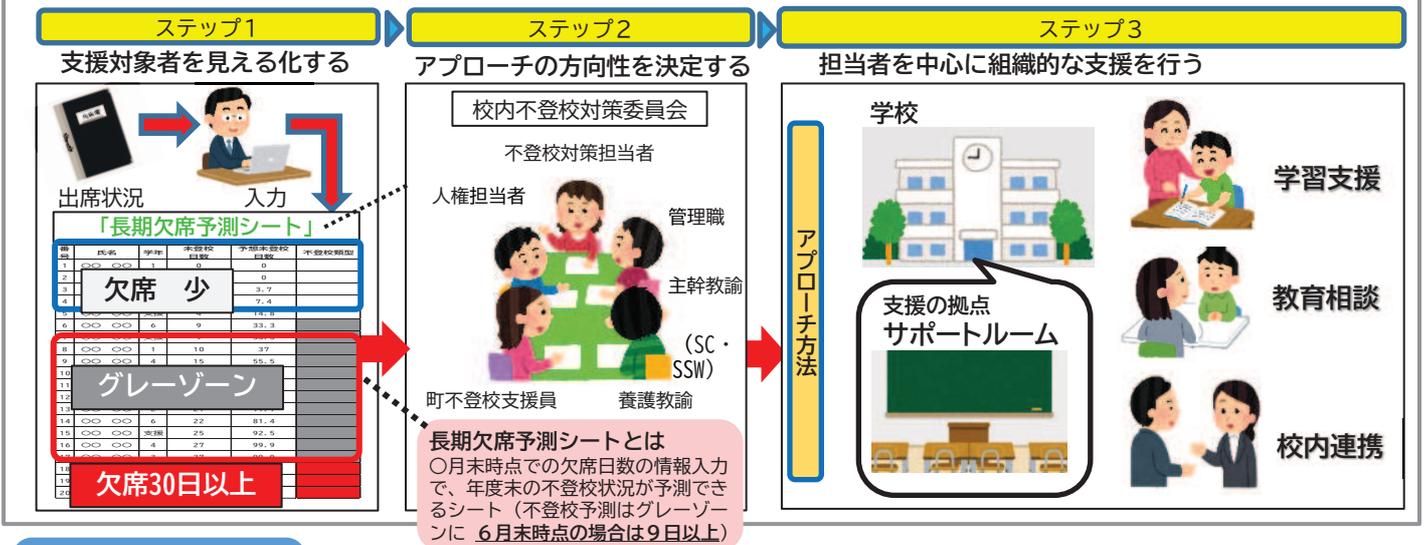
事例工

2つの会議と2つのサポートルーム

R7 取材

地域等	糸田町立糸田小学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○長期欠席予測シートを活用して不登校兆候にある児童への早期アプローチ方法を検討する。 ○不登校児童支援員も活用することで、児童一人一人にあった学習支援や教育相談等のきめ細やかな対応を組織的に実施し、不登校対策の充実を図る。

事例の概要図



取組のポイント

Point 1

学校と町教育委員会とが連携した2つの会議（グレーゾーン〈不登校兆候〉会議と不登校対策会議）

Point 2

2つのサポートルーム（ステップルーム・ほっとルーム）



今後の展望

- 「ステップルーム」と「ほっとルーム」を利用する児童が増えたときの対応をどうするか… → 優先順位をつけたり、調整をしたりする必要がある。
- 教室復帰のタイミングをどのように考えるか… → 結果を急ぎ、学校側だけで判断してしまうのではなく、子どもの気持ちを優先して判断していく必要があることを不登校対策委員会や各種委員会を通して、全教職員及び関係者で確認していく。

地域等	小郡市立東野小学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や保護者とつながりのある元教職員を支援員として2名配置 ○行き渋りのある不登校兆候や不登校児童へのアウトリーチ(朝の訪問等)におけるきめ細かな支援 ○多様な児童の居場所となる校内教育支援センター「ほっとルーム」 ○児童及び保護者の心の安定のための相談支援

◇校内教育支援センター「ほっとルーム」

- ・午前中に開設
- ・支援員2名のうち1名が常駐
- ・支援センターでの過ごし方は、様々な選択肢を与えながら自己決定



※代表委員会から全校児童へ名前募集の提案がなされ、「ほっとルーム」と名付けられました。

◇多様な児童との関わり

- ・朝の登校を出迎え、登校できなければ職員とともに家庭訪問による声かけ等を行う。



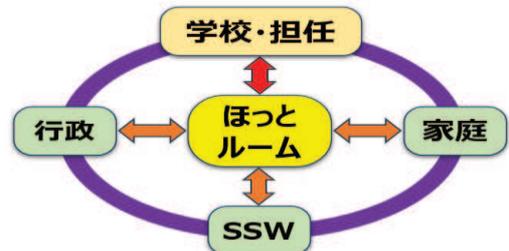
- ・センター利用児童が不在の場合は、いつでも誰でも利用できる。

◇学校との連携

- 校内いじめ不登校支援会議に参加
 - ・センター利用児童の情報共有やその他の児童の情報収集を行う。
 - ・長期欠席予測シートを基に絞り込んだ児童について協議し、「ほっとルーム」を本人と保護者に紹介する。
- 情報共有シートの活用
 - ・シートで午後から引き継ぎや担任等と情報共有を行う。

◇保護者の相談支援

- ・毎朝の家庭訪問の際、保護者への声かけを積極的に行い、保護者との信頼関係を築ききっかけをつくる。
- ・児童だけでなく保護者等についても相談できる体制をつくる。
- ・気になる保護者については、SSWや行政と連携しながら家庭へのアプローチを行う。



多様なつながりの要に！

休み時間になると多くの児童がセンターを訪れ、支援員と話をしたり、遊んだりしながら過ごす様子が見られる。
不登校ではなくても様々な課題を抱えている場合があり、多様な児童の心の居場所となっている。

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な児童の居場所となっているため、利用児童が安心して過ごすための物的環境を整えるとともに、児童のニーズに対応できるように学校や行政とさらなる連携を図っていく。 ○家庭の安定が児童の心の安定につながっているため、支援員から福祉部局につなぐことも検討していく。
-------	---

担当者を中心とした組織的支援 (学習支援・教育相談・校内連携) の実際

地域等	直方市立直方東小学校	R7 取材
事例概要	<p>○校内教育支援センターを設置し、不登校児童支援員を配置した。不登校児童一人一人にあったきめ細かな対応を実施している。</p> <p>○不登校対策委員会では、校内教育支援センター在籍児童・保護者への支援方法を提案している。</p>	

①学習定着度に応じたきめ細かな学習支援

- 出席の状況や学習定着度に応じて、個に合わせた学習内容を提供。
- 週ごとに在籍学級の時間割（学習内容）を作成して学習支援。
- 在籍学級のオンライン授業と、教育支援センターの学習を併用。
- 運動会の事前練習や家庭科調理実習の事前練習の実施。



②児童への教育相談

- 1 日常の児童のつぶやきをキャッチ。
- ↓
- 2 気になる児童については、管理職や担任と支援策を相談。
- ↓
- 3 担任が教育相談するか、支援員が相談にのるか決定。
- ↓
- 4 相談実施。
- ↓
- 5 職員で情報共有・支援策協議。



③家庭連絡等による不登校児童の支援

- 保護者に会った際、児童の日常の頑張りを報告。
- 児童が在籍学級の授業を下校予定時間より長く受けた場合、保護者に連絡し、迎えの時間を調整。
- 担任が保護者に電話連絡する際、事前に担任に児童の日常の頑張りを報告。今後の支援策等について相談。



④教職員との連携

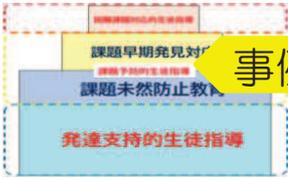
- 不登校対策委員会を開催
 - ・不登校・不登校兆候児童の情報提供。
 - ・在籍児童・保護者の支援策提案・協議。
 - ・支援内容の共通理解・共通実践。
- 校内教育支援センター日誌作成
 - ・在籍児童一人一人の一日の様子記録。
 - ・支援員の児童への関わりについて記録。
 - ・管理職や担任に情報提供。

↓

日誌をとおした支援のあり方を確認。



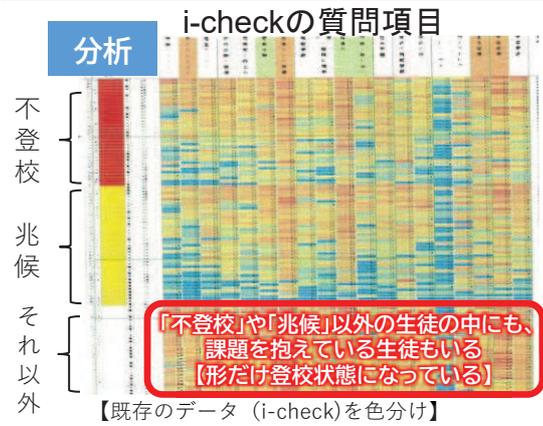

今後の展望	<p>○年度末予測未登校日数10～29日の児童や不登校児童を校内教育支援センターにつなげ、個に応じた支援を図る。</p> <p>○在籍児童の実態に応じて、居場所の確保や学習支援、在籍学級への復帰支援を段階的に実施する。</p>
-------	---



SSWとの連携によるデータを基にした教師の主観によらないスクリーニング

R7 取材

地域等	須恵町立須恵中学校
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県事業「児童生徒を取り巻く生活環境改善事業」を受け、SSWやSSWSVと連携し、学校の生徒指導及び教育相談体制を強化し、生徒を取り巻く生活環境の改善を図る。新規不登校者数を減らすことを目標としている。 ○ 学校の既存のデータ（i-checkと出欠状況）を活用し、生徒の実態をSSWと連携して分析し、学校の課題について整理する。 ○ 分析したデータを基に、課題解決に向けたプロジェクトチーム（コアチーム）を編成し、生徒の様子を捉える学校にあったスクリーニングシートを開発する。 ○ 担任がスクリーニングシートに回答し、生徒の実態を捉え、個々の支援の優先順位を整理し、早期対応で新規不登校を減らす。



ステップ1 ... 既存のデータをSSWと共に分析

- 年間で2回実施しているi-checkを活用（i-checkは町の事業）
 - ・ 不登校生徒、不登校兆候生徒、それ以外の生徒に分け、既存の情報から大枠を捉える。
 - ・ どの項目で登校層と不登校層で明らかな違いがあるか 平均値・中央値・最頻値を基に分析する。
 - ・ 学校の不登校の傾向が顕著な項目をピックアップする。

「i-check」とは、「自己認識」「社会性」「学級環境」「生活・学習習慣」の4つの大きいカテゴリーで構成され、総合的に学校・学級・個人の状況を把握することができる



ステップ2 ... コアチームによるスクリーニングの方向性の検討

- コアチームの編成：事業推進及びSSWとの連携の充実のため
 - ・ SSW、管理職、生徒指導主事、特別支援教育Co、各学年生徒支援担当
- コア会議（SIOLIプロジェクト）
 - ・ 週1回実施
 - ・ 既存のデータ分析とコアメンバーから、学校の現状の聞き取りを基に相関性を見取り、独自のチェックリストを作成
 - ・ 事業の円滑な推進を図るための職員全体への周知の仕方について検討

S：須恵
I：インクルーシブ
O：オブ
L：ライフ
I：インプルーブ
 ※コア会議で決定



ステップ3 ... 須恵中独自のスクリーニングシートの周知と実施

- SSWも参加して年度末に研修会を実施
 - ・ データ分析から分かる生徒の実態の共有
 - ・ 課題解決に向けた今後の取組の協議
- スクリーニングシートのサンプルの実施
 - ・ 担任へのワークショップ
 - ・ 使い方や基準の説明と共有

令和7年度現在進行中のプロジェクトであるため、今後、継続的に取組を行う

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○ コア会議の時間確保のために引き続き時間割等の工夫を行うとともに、コア会議で協議した内容の職員への周知、スクリーニングによって明らかになった課題の解決に向けた継続的な協議が必要となる。 ○ 令和6年度は、既存のデータ（i-checkと出欠状況）を活用して、コアチームを中心にスクリーニングシートを開発してきた。令和7年度以降は、スクリーニングシートを活用し、課題解決に向けた具体的な取組を実施していく。
-------	---

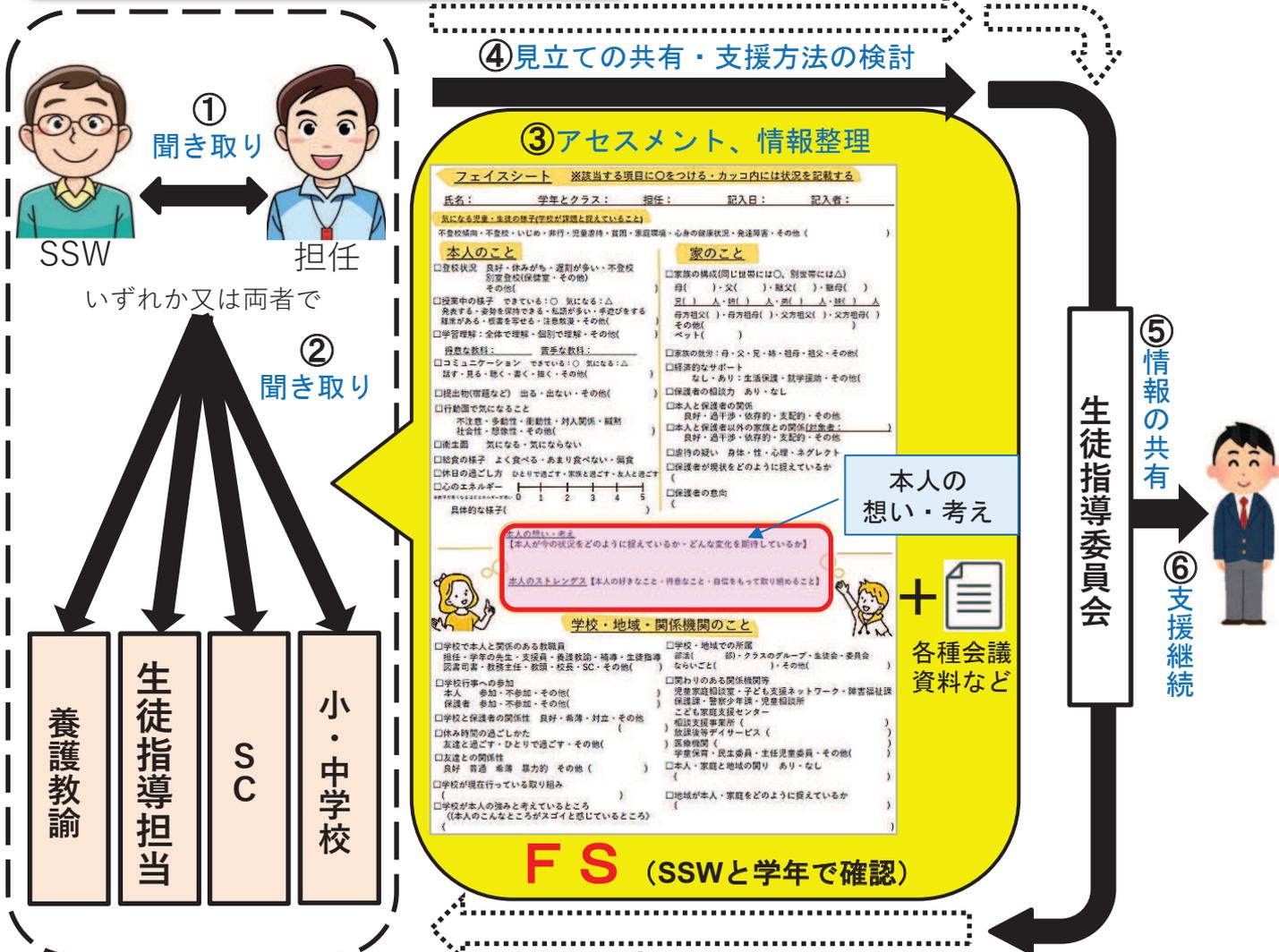
フェイスシート (FS) を活用した 組織的・継続的な支援

R7 取材

地域等	大牟田市教育委員会
事例概要	<p>○FSは、大牟田市のSSW等によって作成され、「気になる子」に対し チームで関わったり、支援方法について考えたりするためのツールである。</p> <p>○FSは、「気になる子」が抱える背景を教育の視点と福祉の視点から整理することができる。</p> <p>○FSを活用しながら生徒指導委員会等で支援方法を共有することで、組織的・継続的に支援を行うことができる。</p>

フェイスシートの活用フロー

⑦ 支援の再実施



フェイスシート ※該当する項目に○をつける・カッコ内には状況を記載する

氏名: _____ 学年とクラス: _____ 担任: _____ 記入日: _____ 記入者: _____

気になる児童・生徒の様子(学校が課題と捉えていること)

不登校傾向、不登校、いじめ、非行、児童虐待、貧困、家庭環境、心身の健康状況、発達障害、その他 ()

本人のこと	家のこと
<input type="checkbox"/> 登校状況 良好・様子が、遅刻が多い、不登校 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 授業中の様子 できていない: ○ 気になる: △ <input type="checkbox"/> 発音する、発音を促すことができる、私語が多い、手遊びをする <input type="checkbox"/> 種類がある、授業を覚える、注意散漫、その他 () <input type="checkbox"/> 学習理解: 全体で理解、個別で理解、その他 () <input type="checkbox"/> 得意な教科: _____ 苦手な教科: _____ <input type="checkbox"/> コミュニケーション できていない: ○ 気になる: △ <input type="checkbox"/> 話す、見る、聴く、書く、描く、その他 () <input type="checkbox"/> 提出物(宿題など) 出る、出ない、その他 () <input type="checkbox"/> 行動範囲(常態など) _____ <input type="checkbox"/> 不注意・多動性・衝動性、対人関係、威嚇 <input type="checkbox"/> 社会性、想像性、その他 () <input type="checkbox"/> 衛生面 気になる、気にならない <input type="checkbox"/> 給食の様子 よく食べる、あまり食べない、偏食 <input type="checkbox"/> 休日の過ごし方 ひとりや過ごす、家族と過ごす、友人と過ごす <input type="checkbox"/> 心のエネルギー _____ <input type="checkbox"/> 身体的な様子 ()	<input type="checkbox"/> 家族の構成(同じ世帯には○、別世帯には△) <input type="checkbox"/> 母()、父()、祖父()、祖母() <input type="checkbox"/> 兄()、姉()、妹()、弟()、妹() <input type="checkbox"/> 母方祖父()、母方祖母()、父方祖父()、父方祖母() <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 家族の成員: 母、父、兄、姉、祖母、祖父、その他 () <input type="checkbox"/> 経済的なサポート _____ <input type="checkbox"/> なし、あり: 生活保護、就労支援、その他 () <input type="checkbox"/> 保護者の相対力 あり、なし <input type="checkbox"/> 本人と保護者の関係 <input type="checkbox"/> 良好、過干渉、依存的、支配的、その他 () <input type="checkbox"/> 本人と保護者以外の家族との関係(祖父母): <input type="checkbox"/> 良好、過干渉、依存的、支配的、その他 () <input type="checkbox"/> 虐待の疑い 身体、性、心理、ネグレクト <input type="checkbox"/> 保護者が現状をどのように捉えているか () <input type="checkbox"/> 保護者の意向 ()

本人の思い・考え
【本人が今の状況をどのように捉えているか、どんな変化を期待しているか】
本人のストレンギス【本人の好きなこと、得意なこと、自信をもって取り組めること】

学校・地域・関係機関のこと

<input type="checkbox"/> 学校で本人と関係のある教職員 <input type="checkbox"/> 担任・学年の先生、養護教諭、指導、生徒指導 <input type="checkbox"/> 関係機関、教師主任、教頭、校長、SC、その他 () <input type="checkbox"/> 学校行事への参加 <input type="checkbox"/> 本人 参加、不参加、その他 () <input type="checkbox"/> 保護者 参加、不参加、その他 () <input type="checkbox"/> 学校と保護者の関係性 良好、希薄、対立、その他 () <input type="checkbox"/> 休み時間の過ごし方 _____ <input type="checkbox"/> 友達との関係性 良好、普通、希薄、暴力的、その他 () <input type="checkbox"/> 学校が現在行っている取り組み () <input type="checkbox"/> 学校が本人の強みと考えているところ () <input type="checkbox"/> 学校が本人の課題と捉えているところ () <input type="checkbox"/> 本人のこんなところがスゴイと感じているところ ()	<input type="checkbox"/> 学校・地域での所属 <input type="checkbox"/> 部活、クラスのグループ、生徒会、委員会 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 関わりのある関係機関等 <input type="checkbox"/> 児童家庭相談室、子ども支援ネットワーク、障害福祉課 <input type="checkbox"/> 保護課、警察少年課、児童相談所 <input type="checkbox"/> こども家庭支援センター <input type="checkbox"/> 相談支援センター () <input type="checkbox"/> 放課後等サービス () <input type="checkbox"/> 関係機関 () <input type="checkbox"/> 学業支援、民生委員、主任児童委員、その他 () <input type="checkbox"/> 本人、家庭と地域の関わり あり、なし () <input type="checkbox"/> 地域が本人、家庭をどのように捉えているか ()
---	--

FS (SSWと学年で確認)

こんな成果があった!

- FSに記載する「本人の思い・考え」を大切にして、支援者間で共通理解を図ったり、アセスメントをしたりすることができた。
- 「気になる子」が抱える背景を教育の視点と福祉の視点から整理したことで、家庭での子どもの生活リズムを安定させ、不登校の解消に役立てることができた。
- 生徒指導委員会等で支援方法等の情報を共有することで、全職員の共通理解のもと組織的・継続的な支援ができた。

今後の展望 小中の引継ぎにも効果を期待できることから、活用場面や管理方法を検討していく必要がある。

教育支援センターネットワーク (Special Support Network)

R7 取材

地域等	筑前町教育支援センター
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○教室に入れない子供の学びの保障と居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・筑前町教育支援センター「彩」 ・校内教育支援センター(SSR) ○新たな不登校を生まない取組



教室に入れない子供の学びの保障と居場所づくり

マネージャーの役割

I 支援のマネジメント

- ・計画、支援、記録
- ・担任等との連携
- ・保護者との面談

II 児童生徒の状況把握

- ・校内不登校対策委員会への参画

III 「彩」の総合的拠点機能の構築

- ・町推進チーム会議への参加

SSN全体マネジメント

教育支援センター推進チーム

町教育支援センター長・マネージャー（指導主事）
校内教育支援センターマネージャー（指導主事）
教育課長、指導主事、SSW、OT、支援ボランティア

- 支援状況の確認や具体的な支援策について協議
- 協議結果に基づくよりよい支援の充実

教職員の役割

- 教員の授業時数に応じて教科の指導
- 出席はTeamsで確認（児童生徒がQRコードで入力）
- 学習プリント等の確実な配布（担任・教科担任→本人、マネージャー）
- 学級担任と入室生徒とのコミュニケーション
- 生徒の状況を考慮した所属学級への復帰支援

入級の手順

- 協議**
担任が本人、保護者の意向を確認した上で、校内いじめ不登校対策委員会で協議
- 申込**
学習の方法や生活のルール等を確認後、保護者が申込書に必要内容を記入し、校長に提出
- 通知**
校長が担任を通じて保護者に入室許可を通知
- 指導計画作成**
個別の指導計画、時間割を作成

校時	Aさん	Bさん
1	国語【遠隔】	総合【学級】
2	数学【AIドリル】	社会【遠隔】
3	美術【美術科教員の直接指導】	

学習の内容と方法

- 各自の状況に応じて学級担任・マネージャーと相談し、時間割を作成
- 学習の形態は、①教科担当の授業②AIドリル③遠隔授業④各教室で学習に参加
- ICTの有効活用（遠隔、動画視聴、AIドリル等）
- 校内の時刻に合わせて学習

I 子供の学びと居場所のマネジメント



子供と共に1日の時間割を立て、学習や活動を支援する。

II 新たな不登校を生まない取組

R7	中学校	7月	欠席日数	欠席率	欠席理由	支援状況
1	1	1	0	0%		
1	2	1	0	0%		
1	3	1	0	0%		
1	4	1	0	0%		
1	5	1	0	0%		
1	6	1	0	0%		
1	7	1	0	0%		
1	8	1	0	0%		
1	9	1	0	0%		
1	10	1	0	0%		
1	11	1	0	0%		
1	12	1	0	0%		
1	13	1	0	0%		
1	14	1	0	0%		
1	15	1	0	0%		
1	16	1	0	0%		
1	17	1	0	0%		
1	18	1	0	0%		
1	19	1	0	0%		
1	20	1	0	0%		
1	21	1	0	0%		
1	22	1	0	0%		
1	23	1	0	0%		
1	24	1	0	0%		
1	25	1	0	0%		
1	26	1	0	0%		
1	27	1	0	0%		
1	28	1	0	0%		
1	29	1	0	0%		
1	30	1	0	0%		
1	31	1	0	0%		
2	1	1	0	0%		
2	2	1	0	0%		
2	3	1	0	0%		
2	4	1	0	0%		
2	5	1	0	0%		
2	6	1	0	0%		
2	7	1	0	0%		
2	8	1	0	0%		
2	9	1	0	0%		
2	10	1	0	0%		
2	11	1	0	0%		
2	12	1	0	0%		
2	13	1	0	0%		
2	14	1	0	0%		
2	15	1	0	0%		
2	16	1	0	0%		
2	17	1	0	0%		
2	18	1	0	0%		
2	19	1	0	0%		
2	20	1	0	0%		
2	21	1	0	0%		
2	22	1	0	0%		
2	23	1	0	0%		
2	24	1	0	0%		
2	25	1	0	0%		
2	26	1	0	0%		
2	27	1	0	0%		
2	28	1	0	0%		
2	29	1	0	0%		
2	30	1	0	0%		
2	31	1	0	0%		

欠席が増えている子供を早期発見し、校内不登校対策委員会で支援について協議する。

III 「彩」を拠点とした運営ネットワーク

- 月1回 推進チーム会議**
 - ・共有…利用状況、不登校状況
 - ・協議…課題解決の方途
- 週1回 マネージャーミーティング**
 - ・確認…学習や生活の様子
 - ・支援の妥当性

教育支援センター長が全体をマネジメントし、運営方針の共有や運営上の課題解決を行う。

今後の展望

- 不登校児童生徒が教育支援センターを居場所とし、自分のペースで通級することができている。子供への関わり方や教職員、保護者との連携等、より一層マネージャーのマネジメント力を図っていく。
- 教育支援センターの機能充実と並行して、子供が学校や学級で安心して過ごせる心理的安定の確保と全ての子供が「わかった」「できた」を実感できる授業改善を推進していく。

課題早期発見対応 課題未然防止教育
発達支持的生徒指導

事例コ

不登校対応に係るセンター的機能

R7 取材

地域等	豊前市教育委員会・豊前市教育センター
事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒や保護者への教育相談、情報提供、学校以外の場で学ぶことを希望する児童生徒への支援を行い、学校復帰または社会的自立の基礎を培うことを目指している。 ○専門家チームによる連絡会議、保護者への心的支援、小・中学校への研修支援等を実施しており、学校以外で専門的な相談及び指導を受けていない児童生徒を可能な限りゼロに近づける取組を進めている。

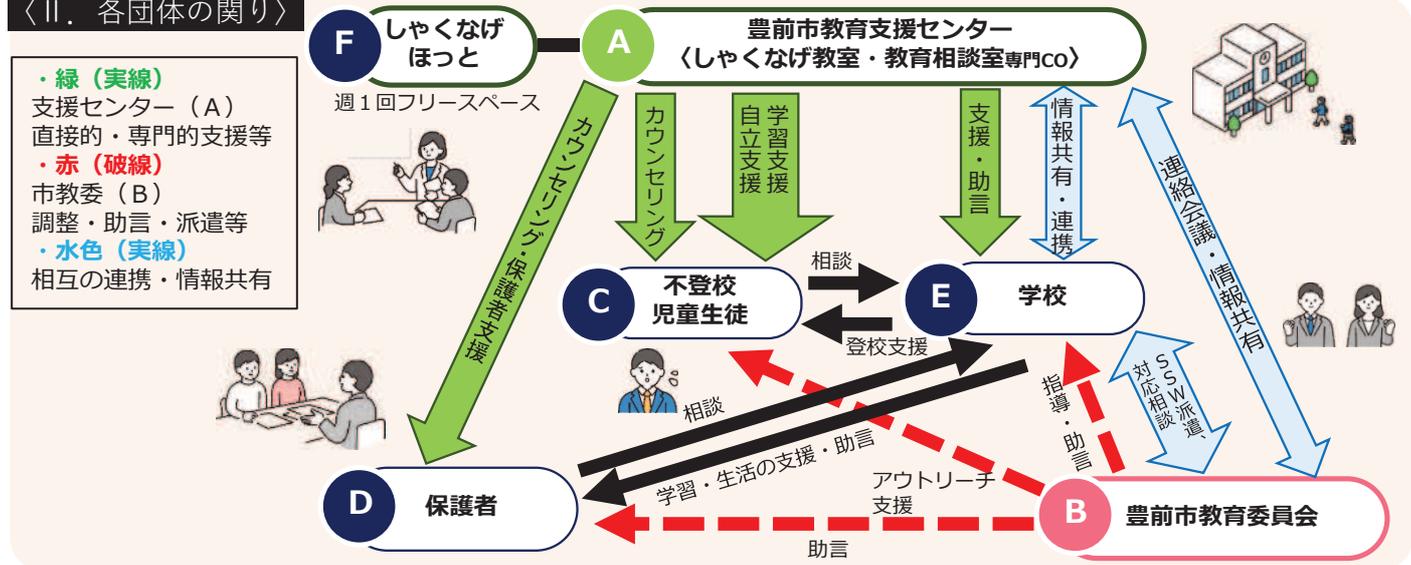
事業の根拠 「不登校児童生徒への支援の充実について」（令和5年11月17日 文部科学省通知）

- ◎ 不登校の児童生徒や保護者への支援等について
 - ・関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うこと。
 - ・不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、SCやSSWによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や保護者が必要とする情報を整理し提供すること。

＜Ⅰ. 各団体の取組＞

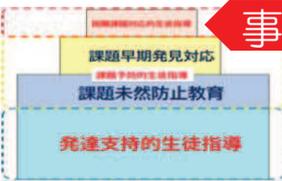
事業内容	<p>1. 不登校対応に係るセンター的機能の充実 （不登校対応に係る役割等の整理）</p> <p>①教育相談・情報提供（通常の教育相談、子育てや学校復帰、社会的自立に対する助言等）</p> <p>②学校以外の場で学ぶことを希望する児童生徒への支援（学習支援、体験学習の充実、学校復帰又は社会的自立の基礎を培う支援、不登校問題に係る相談等の学校支援）</p> <p style="text-align: center;">【A 豊前市教育支援センター（しゃくなげ教室・教育相談室）の取組】</p> <p>③不登校児童生徒への総合的支援（実態把握及び不登校対応施策の実施、アウトリーチ支援等）</p> <p style="text-align: center;">【B 豊前市教育委員会・SSWの取組】</p> <p>④小・中学校への研修支援（未然防止、早期対応・支援等に関する校内研修へ協力等）</p> <p>⑤コーディネートによる学校支援（ケース会議を主催又は参画、他機関の紹介・接続等）</p> <p>⑥広報・啓発（不登校施策、予防支援、教育支援センターの活動に関する情報発信等）</p> <p style="text-align: center;">【A 豊前市教育支援センター・B 豊前市教育委員会の共通の取組】</p>
	<p>2. 豊前市不登校対応連絡会議の実施 （不登校対応に係る情報の共有と対応の重点化）</p> <p>○毎月1回程度、教委・SSW・市CO・教育支援センターによる連絡会議の開催、情報の共有と連携した支援についての協議</p> <p>3. 不登校対応に特化した保護者支援</p> <p>○教育相談室を併設した教育支援センターによる保護者への心的支援（個別・グループカウンセリング実施）</p>

＜Ⅱ. 各団体の関り＞



今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒を養育する保護者と目標の共有及び保護者支援を充実する。（登校を含む個別チャレンジの推進、しゃくなげほっと（フリースペース）の取組） ○通級生の「社会的自立」を支援する体験活動及び学習・一般的知識の指導充実を図る。
-------	---

ICTを活用した個別支援の充実



事業名	福岡県教育庁義務教育課 ICT活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポーター事業）	R7取材
事業目的	十分な個別支援を受けられていない不登校児童生徒に対し、心理、社会福祉、教育等を学んでいる大学生ボランティア（以下「みらいサポーター」という。）を活用したオンラインによる学習支援や教育相談等を継続することで、 将来の社会的な自立 に向けた活動を促す。	

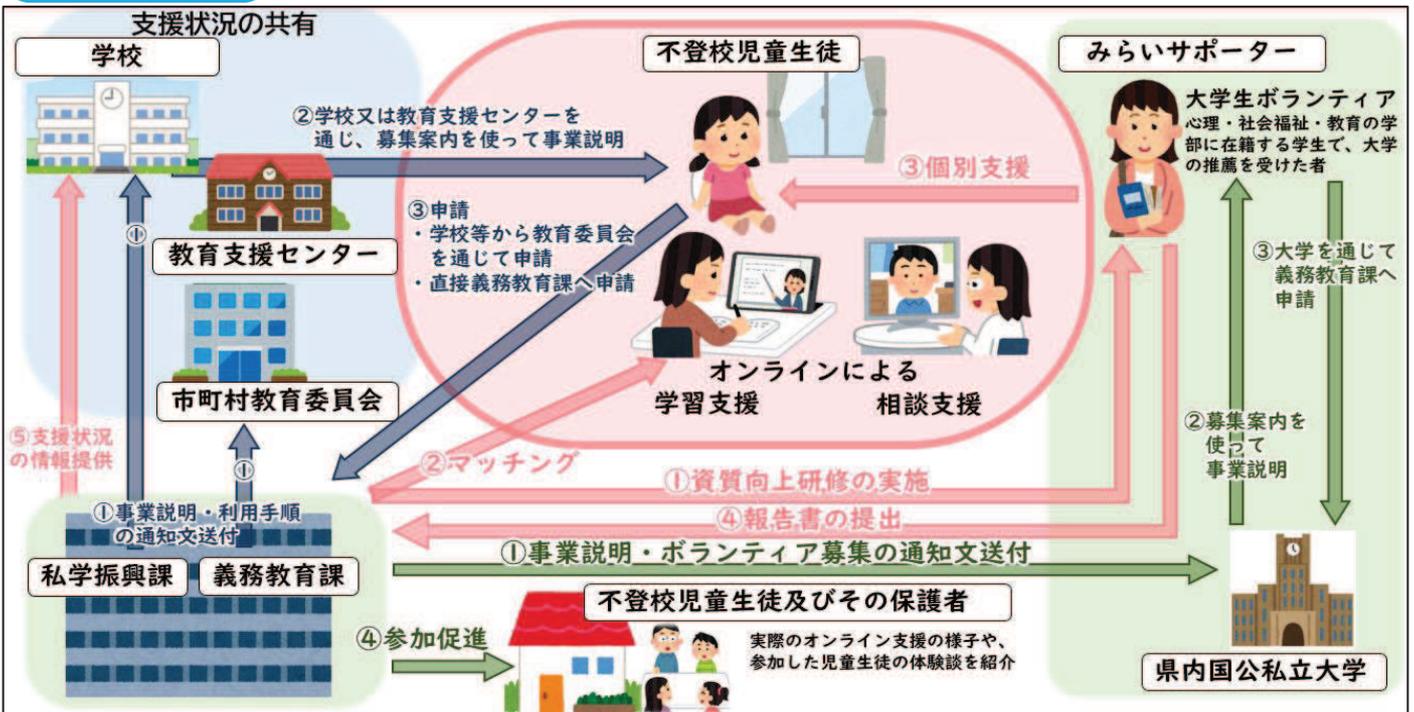
事業の根拠 「不登校児童生徒への在り方について」（令和元年10月25日 文部科学省通知）

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立することを目指す必要があること。**（後略）

事業の概要図



事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○心理・社会福祉・教育等を学んでいるみらいサポーター（40名程度）が公立・私立の小・中・義務教育学校に在籍する不登校児童生徒に学習支援や教育相談を行う。 ○月曜日～金曜日（9：00～17：00）のうち1回1時間を原則としてオンラインで行う。 ○みらいサポーターに対し、年3回心理や福祉の専門家による研修を実施する。 ○みらいサポーター事業PR動画、チラシを作成し、本事業を周知することで不登校児童生徒の参加を促進する。 ○実績（延べ）R4：82人、R5：297人、R6：316人、R7：490人（2月末）
------	--

今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ○学校に行きづらさを感じる時期（4月、9月、1月）に、市町教育委員会から学校に対して本事業を意図的、継続的に周知し続けることで、本事業を知らない不登校児童生徒を限りなくゼロにする。 ○支援の質を高めるために、技能向上を目的とした研修を継続して実施する。
-------	---

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

課題早期発見対応
課題未然防止教育
発達支持的生徒指導

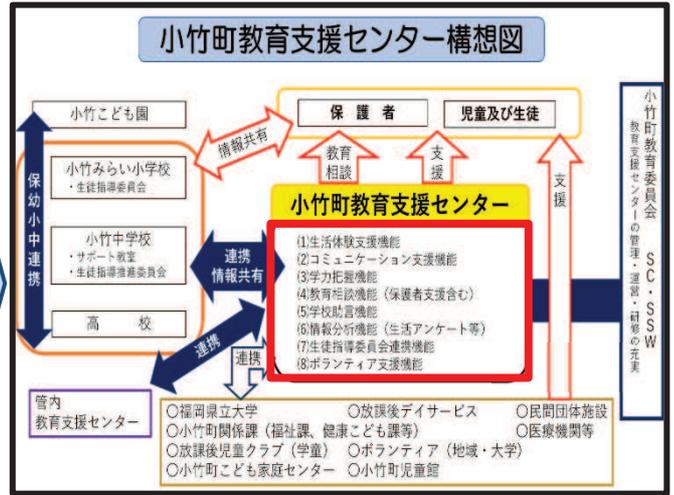
地域等	小竹町教育委員会・教育支援センター	R7取材
事例概要	<p>新規で小竹町教育支援センターを立ち上げた（R7年4月）。不登校支援アドバイザーとして福岡県立大学から助言を受けながら、小竹町教育支援センター設置規程及び内規を作成。また、教育支援センター構想図を作成し、教育支援センターの機能や取組内容を見える化。</p> <p>教職員対象の研修で、教育支援センターの機能を共有。連携強化。</p> <p>※町内1小1中（R7年4月に3小学校が再編して1小学校に）。本教育支援センターは小学校内に設置。小竹町の中学校を卒業した高校生期のこどもも対象にしている。</p>	

小竹町教育委員会

- 教育支援センター設置検討会議（R6年10月～R7年1月）
小竹町教育委員会と福岡県立大学不登校支援アドバイザーによる協議
・教育支援センター設置規程、内規、構想図を作成
- 他市町教育支援センターを視察し
小竹町教育支援センターの在り方について協議
- 教育指導員を再編成前の旧小竹南小学校に配置し実態把握（R6年10月～）



小竹町教育支援センター構想図



小竹町教育支援センター（小竹みらい小学校内に設置）

8つの機能についての具体例（構想図参照）

- (1)生活体験支援機能
地域ボランティアとの体験活動。
絵画、野菜づくり、工作、調理、遠足等。
- (4)教育相談機能
児童生徒との相談や保護者と学期末個人面談実施。
SC、SSW、福祉課等、関係機関と連携。



小竹みらい小学校

- 生徒指導担当教員
学校とセンター間の支援方針調整。
- 教育支援センター指導員
生徒指導委員会・ケース会議での助言。



小竹中学校

- 教育支援センターの指導員やボランティアがサポート教室でも支援
- 生徒指導委員会での情報共有



小竹町教育委員会

学校

- 校長会で説明（R7年1月）
福岡県立大学不登校支援アドバイザーから
・不登校の要因
・教育支援センターの機能
- 小竹町小・中学校教職員研修会（R7年2月）
福岡県立大学不登校支援アドバイザーから
・不登校の要因
・先生、児童、保護者の考え方の違い
・教育支援センターの機能
- 小学校校内研修（R7年8月）
教育支援センター指導員から
・教育支援センターの機能
・不登校児童の支援のあり方
・これからの学校の果たす役割



今後の展望

- 不登校児童生徒の居場所の確保や学校復帰などを個に応じて段階的に支援する。
- 教育委員会や小・中学校が連携し、校内にある資源を共同で使用できるよう、生活体験や校外活動を行うための時間・場所・方法について協議する。
- 小学生～高校生期の不登校児童生徒の状況把握を通して、特に高校生期の生徒のための居場所づくりに努める。
- 小中学校の生徒指導委員会と協働し、不登校兆候への早期対応を図るとともに、学校全体で組織的な取組を推進する。

資料集

II. 福岡県等における取組のリーフレット等について

② 生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」Leaf.2

(文部科学省国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/leaf/leaf02.pdf



③ 福岡アクション3、保護者のアクション3 (福岡県教育委員会)

(福岡アクション3)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778593_62557695_misc.pdf



(保護者のアクション3)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778598_62557703_misc.pdf



⑥ 不登校予防診断チェックリストの活用 (FF 調査) (福岡県教育委員会)

https://drive.google.com/file/d/ISu2QDv4XYa-kK5ieaSO7b29AiuXvVAMT/view?usp=drive_link



⑦ 不登校の未然防止、早期対応の5つの視点 (福岡県教育委員会)

https://drive.google.com/file/d/IhaGHyrP_jb0fso85OVWq325hqui8D-Uy/view?usp=drive_link



⑧ 主な相談窓口一覧 (福岡県教育委員会)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/780688_62576775_misc.pdf



- ⑨ 学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A (福岡県教育委員会)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/736937_62219410_misc.pdf



- ⑩ 令和6年度不登校児童生徒支援強化事業（機能強化モデル事業）(福岡県教育委員会)

<https://drive.google.com/file/d/1qfXxt52RjbXhWL73NZpjuGBPBw8Li8gh/view?usp=sharing>



- ⑬ サポートスポット（社会教育課事業）(福岡県教育委員会)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269325.pdf>



- ⑭ 福岡県不登校児童生徒支援リーフレット（福岡県教育委員会）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/778589_62557689_misc.pdf



※目次の○の数字は、本編7ページ以降の「Ⅲ 不登校児童生徒への支援について、3 不登校対策につながる支援」の取組の○番号とリンクしています。

Ⅲ 民間施設等の「出席扱い」及び成績評価について

- ・義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引

(福岡県教育委員会 令和7年11月)

義務教育段階の不登校児童生徒が公的機関や民間施設において
指導・相談を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の手引

令和7年11月
福岡県教育委員会

はじめに

近年、全国的に不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本県においても同様の状況が続いています。このような状況を受け、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年 12 月 14 日法律第 105 号)では、不登校児童生徒が多様な学習活動を行う実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが基本理念として示されました。

加えて、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 10 月 25 日元文科初第 698 号文部科学省初等中等教育局長通知)において、フリースクールなどの民間施設等と連携し、相互に協力・補完することの意義等についても示されています。

また、令和 5 年 3 月に取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)(令和 5 年 3 月 31 日文部科学大臣決定)においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとされ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年文部科学省令第 24 号)及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示(令和 6 年文部科学省告示第 127 号)が令和 6 年 8 月 29 日に公布、施行されております。

これらの趣旨を踏まえ、本県における不登校児童生徒支援のさらなる充実を図るため、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関や民間施設などの多様な学びの場における活動について、指導要録上の出欠の取扱いを判断する際の参考資料を作成しました。

この資料は、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いを判断する際に考えられる一般的な流れ及び留意事項の目安を示すものです。

特に、民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針を全て示すことは困難です。実際の運用に当たっては、本資料を参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切です。

目次

- 1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い 1
- 2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価 2~3
 - (1)「出席扱い」の判断について
 - (2)「出席扱い」の判断までの一般的な流れ
 - (3)成績評価について
- 3 民間施設に関する留意事項 3~4
 - (1)実施主体について
 - (2)事業運営の在り方と透明性の確保について
 - (3)相談・指導の在り方について
 - (4)相談・指導スタッフについて
 - (5)施設、設備について
 - (6)学校、教育委員会と施設との関係について
 - (7)家庭との関係について
 - (8)その他
- 4 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い 4
 - (1)「出席扱い」の判断について
 - (2)自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

(別紙)

- ・保護者から校長への指導要録上の「出席扱い」に関する申請書【参考様式1】
- ・民間施設に関する施設訪問・視察票【参考様式2】
- ・出席状況報告書【参考様式3】

この手引きにおける「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものとする。

(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3号)

1 不登校児童生徒の居場所と出欠の取扱い

不登校児童生徒の居場所	出欠の取扱い
<p><u>○学校内での支援</u></p> <p>校内教育支援センター</p> <p>教室に入ることが難しい児童生徒のために、校内教育支援センター等の別室や保健室への登校、放課後登校による学習支援など、時間帯や場所に配慮した支援を行います。</p>	<p>出席</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>校外教育支援センター</p> <p>各市町村が設置する教育支援センター（適応指導教室）は、通所を希望する児童生徒に対する支援だけでなく、訪問型支援やコンサルテーションなど、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されています。学校はこれらの施設と連携し、学習教材の提供や情報共有を行います。</p>	<p>「出席扱い」が可能です</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>民間施設（フリースクール等）</p> <p>不登校児童生徒の多様な学びの場として、フリースクールや放課後等デイサービスなどの民間施設があり、学校と連携して支援を充実させることが求められています。</p>	<p>一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能です ※P2～3参照</p>
<p><u>○学校外での支援</u></p> <p>自宅におけるICT等を活用した学習活動</p> <p>学校に行くことが難しい児童生徒のために、ICT（コンピュータ、インターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX等を活用して教材を提供し、自宅での学習を支援します。定期的な家庭訪問による状況把握や社会的自立に向けた働きかけも行われます。</p>	<p>一定の要件を満たせば「出席扱い」が可能です ※P4～5参照</p>

不登校児童生徒の居場所は、その背景や段階、状況によって様々であり、複数の居場所を活用している場合もあります。学校は、家庭と連携し、常に児童生徒の状況を把握するとともに、それぞれの居場所における取組状況を共有することが重要です。

2 民間施設における指導要録上の出欠の取扱いの判断までの一般的な流れと成績評価

(1) 「出席扱い」の判断について

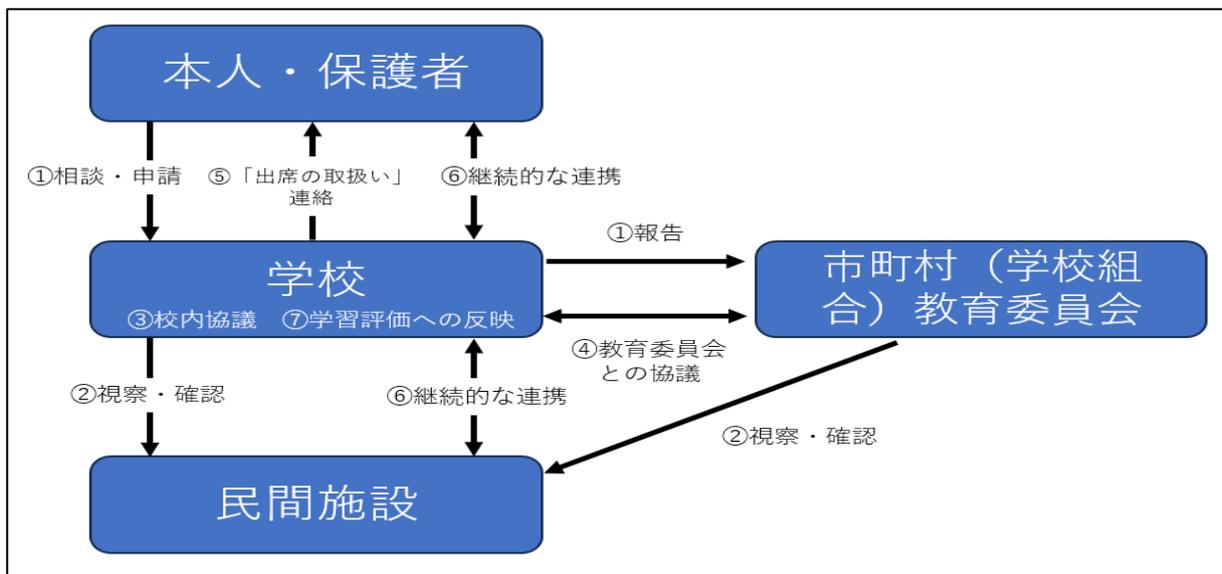
指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに市町村教育委員会と学校が協議し、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】公的機関又は民間施設で相談・指導を受けている場合

- ① 当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 公的機関又は民間施設に通所又は入所して相談・指導を受けていること。

※ 民間施設については「3 民間施設に関する留意事項」を参考にすること。

(2) 「出席扱い」の判断までの一般的な流れ



① 相談・申請及び報告 ※参考様式1を活用

保護者からの「指導要録上の「出席扱い」に関する申請書」に基づき、学校は市町村教育委員会へ申請があったことを報告します。

本人・保護者に対し、民間施設と学校との三者での継続した連携が必要であることを確認します。

② 視察・確認 ※参考様式2を活用

校長及び市町村教育委員会は、「民間施設に関する施設訪問・視察票」等を活用して、民間施設を視察・確認します。

③ 校内協議

学校内で「出席扱い」に関する協議を行います。

④ 教育委員会との協議

学校と市町村教育委員会が協議し、校長が「出席扱い」の判断を行います。

⑤ 出席の取扱いについて連絡

校長が当該児童生徒及び保護者に対し、出席の取扱いについて連絡します。

⑥ 継続的な連携 ※参考様式2及び参考様式3を活用

学校と民間施設との定期的な情報交換や、学校と本人・保護者との定期的な連携・協力を継続します。また、校長及び市町村教育委員会は、必要に応じて民間施設を視察・確認し、「出席扱い」の可否を判断します。

(3) 成績評価について

学校外の公的機関や民間施設等における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断された場合、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、通知表等で児童生徒や保護者等に伝えたりすることができます。

評価については、学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいとされています。

なお、指導要録への記載は、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況や評定を記載することを求めるものではありませんが、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められます。

3 民間施設に関する留意事項

(1) 実施主体について

- ・ 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関して深い理解と知識や経験を有し、社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ・ 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ・ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 相談・指導の在り方について

- ・ 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ・ 情緒的混乱、情緒障がい、非行等の状況に応じて、施設の相談・指導体制が明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況把握が適切に行われていること。
- ・ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ・ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ・ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ・ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されていること。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ・ 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有し、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ・ 専門的なカウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ・ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を

行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

- ・ 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等、種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について

- ・ 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に、不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

- ・ 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(8) その他

- ・ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 施設の運営主体が反社会的団体でなく、構成員に該当する者がいないこと。

4 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い

(1) 「出席扱い」の判断について

指導要録上の「出席扱い」の判断は、保護者からの申請に基づき、以下の要件をもとに、不登校児童生徒の在籍する学校の校長が行います。

【「出席扱い」の要件】自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合

- ① 不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であること。
- ② 不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であること。
- ③ 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ ICT 等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAX などを活用して提供される学習活動であること。
- ⑤ 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- ⑥ 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- ⑦ 校長は、不登校児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について十分に把握すること。
- ⑧ 基本的に不登校児童生徒が公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合であること。
- ⑨ 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(2) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の留意事項について

- ① この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- ② ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- ③ 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- ④ 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- ⑤ ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。

<参考資料>

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について」
令和元年10月25日 元文科初698号 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」
令和6年8月29日 元文科初1126号 文部科学省初等中等教育局長通知
- ・「公立小・中学校における不登校児童生徒の指導要録上の出席の取扱い」等に関するガイドライン
(令和6年8月) 山梨県教育委員会
- ・令和7年度民間施設(フリースクール等)の出席の取扱いについて(通知)
(令和7年4月) 福岡市教育委員会
- ・民間施設(フリースクール、放課後デイサービス)に関する施設訪問票 北九州市教育委員会
- ・不登校児童生徒が民間施設利用時の「指導要録上の出席扱い」の判断について
(令和2年2月) 糸島市教育委員会
- ・出席扱いとできるフリースクール等の判断基準について 福岡県立大学



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン
別冊事例集・資料集

令和8年2月発行 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911